

「竹富町観光案内人」ロゴデータ使用許諾に関する規定

（趣旨）

第1条 この規程は、竹富町観光案内人ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

（使用の制限）

第2条 竹富町及び竹富町観光案内人条例（令和元年条例第19号）第8条の規定に基づき、現に免許を持つ者（以下、「観光案内人」という。）以外の第三者は、次に掲げる場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が竹富町に関する報道を目的として使用する場合
- 二 竹富町からの依頼を受けてロゴマーク入りの物品等を製作する場合
- 三 竹富町の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に使用する場合
- 四 竹富町が後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、竹富町が後援、協賛、協力等を行うこと、又は竹富町補助事業において取得した財産や当該財産についての説明資料に、竹富町補助事業の対象であることを、ロゴマークを用いて表示する場合
- 五 その他竹富町の広報活動に資する場合であって、竹富町世界遺産推進室長が使用を認めた場合

（使用申請手続きについて）

第3条 ロゴマークを使用する者は、事前にロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）を竹富町世界遺産推進室に提出し、竹富町世界遺産推進室長の許可を得るものとする。

ただし、下記の場合は申請を不要とする。

- 一 竹富町が使用する場合
- 二 前条第1項第2号又は第3号に該当する場合
- 三 その他世界遺産推進室長が適当と認めた場合

（使用方法について）

第4条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 ロゴマークを拡大、縮小することは可能とするが、形状、色彩等の変更は認めない。
- 二 ロゴマークのデータのコピーを行うこと及び、第三者へのデータの提供を禁止する。
- 三 前条に基づき申請した使用目的等のみに使用すること。
- 四 観光案内人条例第2条に規定する観光案内人が行う自然観光事業及び観光案内人の広報等を除き、販売目的で作成する物品等にロゴマークを使用することはできない。
- 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合は、ロゴマークを使用することはできない。

い。

六 その他、ロゴマークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守しなければならない。

(使用許可の取り消しについて)

第5条 使用許可時に付した条件に違反してロゴマークを使用した場合、本規定に背く使用の実態が明らかになった場合等については、ロゴマークの使用許可を取り消す。また、必要な場合には使用物件の回収を求める等の厳重な措置を行う。

2 第3条の申請を行った時点で観光案内人であったものの、ロゴマークの使用期間内に観光案内人免許を返却又は失効し、観光案内人ではなくなった場合、ロゴマークの使用許可を取り消す。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。 .

(ロゴマークに関する権限)

第7条 ロゴマークに関する一切の権限は、竹富町に帰属する。 .

(事故、苦情等の処理)

第8条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、竹富町は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規定の改定)

第9条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。 .